

一般競争入札の公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年7月29日

狭山市長 小谷野 剛

記

1 一般競争入札に付する事項

売払物品の品名、数量及び最低買取率

品名	1本あたりの重量	数量	最低買取率※
金地金（田中貴金属工業製）	500g	3本	100.00%

※備考

- ・買取率とは、田中貴金属工業株式会社が午前9時30分に公表している「店頭買取価格（税込）」を基準額として、当該基準額に乗ずる換金率のこと。（以下、「買取率」という。）
- ・最低買取率とは、あらかじめ本市が定めた最低買取率であり、これを下回る入札は無効とする。
- ・その他「入札説明書」および「別紙」のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

本入札に参加する者（以下「入札者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

(1) 資格者名簿への登載	申請業務〔業務分類（大）〕	買受け
	申請業務〔業務分類（小）〕	—
	令和7・8年度狭山市物品等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上に示す業務で登載された者であること。ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。	
(2) 所在地	営業所等所在地	埼玉県内または東京都内
	資格者名簿に登載された「本店」又は「支店・営業所」が上に示す所在地にあること。	
(3) その他の参加資格	ア 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 ウ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。 エ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、狭山市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。 オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、狭山市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。	

3 日程等

(1) 一般競争入札参加資格等確認申請書の提出期間	令和7年7月29日（火）から令和7年8月18日（月）まで
(2) 質問書の提出期間	令和7年7月29日（火）午前 9時00分から 令和7年8月 6日（水）午前10時00分まで
(3) 質問回答期限	令和7年8月14日（木）午前10時00分
(4) 入札（開札）日時	令和7年8月27日（水）午後 2時00分
(5) 現場説明会	開催しない

4 一般競争入札参加資格等確認の申請

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格等確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

書類の提出は、郵送又は持参によるものとし、郵送による場合は別紙「郵送による書類の提出等について」のとおりとする。

(1) 申請書提出期間	3（1）のとおりとする。 持参する場合の提出時間は、午前9時から午後5時までの間とする。
(2) 提出場所	〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 狭山市役所 3階 総務部契約検査課

(3) 提出書類	ア 一般競争入札参加資格等確認申請書 イ 添付書類 ①令和7・8年度狭山市物品等競争入札参加資格審査結果通知書 ②入札保証保険証書又は買受実績を証明する書類 ※入札保証金の納付の免除を希望する場合に提出 ③委任状 ※持参により代理人が申請する場合に提出
----------	--

5 入札参加資格の審査及び参加資格証の交付

本件入札に参加申請があった後、入札に参加する資格の有無を審査する。
後日、入札参加資格があると認められた者に対して、入札参加資格証明書を交付する。

6 入札保証金の納付等

(1) 入札参加資格があると認められた者は、田中貴金属工業株式会社が令和7年7月29日午前9時30分に公表した「店頭買取価格（税込）」に1本あたりの重量及び数量を乗じた額の100分の5（1円未満切り上げ）の入札保証金を納付するものとし、本市が発行する納入通知書に記載する期日までに納付すること。
ただし、一般競争入札参加資格等確認申請において、入札保証保険証書又は買受実績を証明する書類を提出し、狭山市契約規則（昭和58年9月28日規則第35号）第8条に該当することが確認できた場合は、免除とする。

(2) 入札保証金は、落札者決定後、落札者以外の入札参加者に対し、当該入札参加者が申請時に指定した口座に返還する。ただし、落札者に対しては、売払契約を締結する際に売払代金に充当するものとする。

(3) 入札保証金には、利息を付さない。

7 質疑応答

質疑がある場合は、次に掲げる要領で質問書を提出すること。

(1) 提出期間	3 (2) のとおりとする。
(2) 提出方法	電子メールにより質問書を以下のアドレス宛に送信のうえ、電話にて質問書が送達されたかを確認すること。なお、質問書には特定の企業名や個人名を記入しないこと。 提出先Eメールアドレス： keiken@city.sayama.saitama.jp
(3) 質問に対する回答	3 (3) のとおりとする。 質問に対する回答は、上に示す日時までに狭山市公式ホームページ上で掲示する。 入札参加者は、質問の提出の有無にかかわらず、質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の内容は、全ての入札参加者に適用する。 また、入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

8 入札（開札）の日時、場所及び方法等

入札に参加する者は、入札日時までに入札場所へ必要書類を持参しなければならない。

(1) 入札（開札）日時	3 (4) のとおりとする。
(2) 入札（開札）場所	〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 狭山市役所 地下1階 入札室
(3) 持参する書類	ア 入札参加資格証明書 イ 入札保証金の納入通知書兼領収書（金融機関の領収印のあるもの） ※入札保証金の納付を免除された場合を除く ウ 委任状 ※代理人が入札に参加する場合 エ 入札書
(4) 入札書の提出方法	封筒に密封し、封筒の表に事業者名及び件名「金地金売払契約入札書」と記載すること。
(5) 入札書の記載	入札書には見積もった買取率（％）を小数点以下第2位まで記載すること。 ※「入札説明書」3 買取方法、買取条件等に示しているとおり、金地金の買取率（％）は一律で記載すること。なお、入札書の買取率記入欄に、買取率の記載が複数あった場合や、小数点以下第2位までの％表記以外の記載があった場合は無効とする。
(6) その他	①入札書の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。 ②入札参加者は、入札書提出後は、入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。 ③その他入札方法等については、関係法令の定めるところによる。 ④本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加申請について虚偽の申請を行った者がした入札は、無効とする。
(7) 入札の無効	次のいずれかに該当する入札は、無効とする。 ア 入札に参加する資格のない者がした入札

	イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札 ウ 談合その他不正行為があったと認められる入札 エ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札 オ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札 カ 次に掲げる入札をした者がした入札 ①入札者の記名のないもの ②記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの ③押印された印影が明らかでないもの ④記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの ⑤代理人で委任状を提出しない者がしたもの ⑥他人の代理を兼ねた者がしたもの ⑦2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの キ その他公告に示す事項に反した者がした入札
--	--

9 落札者の決定

- (1) 入札した買取率が最低買取率以上かつ最高買取率を提示した入札者をもって落札者と決定する。
- (2) 落札となる同買取率の入札をした者が2以上あるときは、当該買取率の入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合において、落札となる同買取率の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

10 契約に関する事項

(1) 契約の締結	ア この契約は、狭山市議会の議決を得た後、本市が落札者に対して本契約を締結する意思を表示するまでの仮契約とする。 イ 狭山市議会で議決が得られなかった場合は、本市は、落札者に対していかなる責任及び費用負担を負わない。
(2) 契約費用等	契約に要する費用は、落札者の負担とする。

11 売払代金の納入

落札者と市が協議により定めた場所と日時に取り行を行う。本市が指定する口座への振込等により、当該契約に係る売払代金を本市の収納機関に納入しなければならない。

12 契約保証金

狭山市契約規則第30条第1項第5号の規定により免除とする。

13 入札保証金の取扱い

次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金は本市に帰属するものとし、落札者には返還しない。

- (1) 落札者が、市が定める期日までに仮契約を締結しない場合
- (2) 仮契約の締結後、本契約として効力が生じるまでの間に落札者が2に掲げる入札参加資格及び条件を満たさなくなった場合
- (3) 落札者が、納入期限までに売払代金を完納しない場合

14 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 落札者は、売払契約書に基づき、契約を履行しなければならない。
- (3) 1～13までに掲げる期間には、狭山市の休日を定める条例（平成元年12月26日条例第26条）に規定する本市の休日を含まない。
- (4) その他、狭山市物品購入等競争入札参加者心得の定めるところによる。